

1 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置の概要

(1) 緊急小口資金

(一時的な資金が必要な方
〈主に休業された方〉)

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内 (2022年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、2022年3月末まで延長)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

(2) 総合支援資金(生活支援費)

(生活の立て直しが必要な方
〈主に失業された方等〉)

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内 (2022年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、2022年3月末まで延長 再貸付分は3年以内)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注 「総合支援資金(生活支援費)」(初回貸付)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。また、2021年11月30日(火)【今回延長】までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(貸付期間：3月以内・貸付上限額：60万円以内)を実施する。

- 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしている。(緊急小口資金については、2021年度又は2022年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金については、資金種類ごとに償還免除の判定を行い、初回貸付分は2021年度又は2022年度のいずれかが住民税非課税の場合、延長貸付分は2023年度が住民税非課税の場合、再貸付分は2024年度が住民税非課税の場合、一括免除を行う。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)